

西村あさひ法律事務所

米国個人情報保護法最新動向
ADPPA Bill の概要(4) Duty of Loyalty (1)

北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2022年9月27日号

執筆者:

E-mail☒ [石川 智也](#)E-mail☒ [大竹 祥太](#)E-mail☒ [河合 優子](#)E-mail☒ [小出 章広](#)

本連載は、米国版 GDPR とも呼ばれることのある、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act (ADPPA) の案について、個別の規定を紹介することを目的とする。第 4 回では、Duty of Loyalty の概要を紹介した上で、忠実義務の内容として定められている規定のうち、データ最小化(Data minimization)と忠実義務(Loyalty duties)について紹介する。

なお、ADPPA の案の全体像や今後の見込みについては、[本ニュースレター2022年6月6日号](#)や[同7月22日号](#)をご参照いただきたい。また、本連載では、2022年7月20日に下院に提出された条文を参照しているが、条文は今後も変更の可能性があるので、参照に当たっては、随時最新の内容であるか慎重に確認されたい。

II Duty of Loyalty

1. 概要

米国においては、近年、巨大 IT 企業による個人データの処理に対して個人が脆弱な立場に置かれている中で、個人データ保護のための実効的な仕組みが十分に整備されていない状況が問題視されている。このような状況を打開するために、データ主体の最善の利益と相反する形で個人データを処理したり、データ処理に利用するツールを設計したりしてはならない、という考え方が、データ保護の文脈における Duty of Loyalty として、米国で長年発達してきた信託の文脈での Duty of Loyalty を足掛かりに提唱されている¹。Duty of Loyalty は抽象度の高い概念であり、その概念を取り入れることによって具体的な規制のあり方が一義的に決まるというものではないが、ADPPA は、Duty of Loyalty として、下表のデータ最小化(Data minimization)(101 条)、忠実義務(Loyalty duties)(102 条)、プライバシー・バイ・デザイン(Privacy by design)(103 条)、価格設定に関する個人への忠誠(Loyalty to individuals with respect of pricing)(104 条)の 4 つの条文から成る編(Title)を設けている。

条 文	概 要
データ最小化(Data minimization)(101 条)	所定の目的のために合理的に必要なかつ比例的である限度を超えた、対象データの収集、処理又は移転の禁止
忠実義務(Loyalty duties)(102 条)	センシティブデータ等の一定の対象データについて、所定の処理を行うことを禁止
プライバシー・バイ・デザイン(Privacy by design)(103 条)	対象データの収集、処理及び移転に関して、合理的なポリシー、慣行及び手続を導入し、履行・維持することを義務付け
価格設定に関する個人への忠誠(Loyalty to individuals with respect of pricing)(104 条)	ADPPA に基づく権利行使を理由に、製品・サービスに関して提供を拒否したり、異なる価格を設定したり、異なる品質で提供したりする等、個人を差別的に取り扱うことを禁止

¹ Neil M. Richards & Woodrow Hartzog, *A Duty of Loyalty for Privacy Law*, 99 WASH. U. L. REV. 356, 359 (2021).

2. データ最小化(Data minimization)

データ最小化について規定する 101 条(a)は、対象事業体は、(i)個人によって要求された特定の製品若しくはサービスの提供若しくは維持、又は、(ii)101 条(b)に掲げる目的のために、合理的に必要かつ比例的である限度で、対象データを収集、処理又は移転しなければならない旨を規定している。すなわち、対象データの収集、処理又は移転の目的が(a)(b)の何れかに当たることが必要であり、また、その目的との関係で合理的に必要かつ比例的な範囲の個人データしか収集、処理又は移転できないということであるように思われる。

101 条(b)においては、以下の目的が掲げられている。

- ① 個人によって要求された特定の製品又はサービスに係る取引の開始、管理若しくは完了又は注文の履行(請求、出荷、配送、保管、会計等の日常の管理、運営、会計活動を含む)
- ② ADPPA に従って過去に収集された対象データに関する、システムの維持又は診断の実施に必要な処理、当該データが収集された製品又はサービスの開発・維持・修復・改善、当該データが収集された製品又はサービスの向上のための内部での調査又は分析の実施、在庫管理又は合理的なネットワーク管理の実施、スパムからの保護、当該データが収集されたサービス又は製品の機能を害するエラーのデバッグ又は修復
- ③ 製品又はサービスのユーザー認証
- ④ 製品又はサービスの保証の履行
- ⑤ セキュリティ²インシデントの防止・検出・防御・対応
- ⑥ 詐欺・ハラスメント・違法行為³の防止・検出・防御・対応
- ⑦ 連邦法・部族法・地域法・州法に基づく法的義務の遵守、及び、対象事業体又はサービスプロバイダが関与する法的請求権の調査・定立・準備・行使・防御
- ⑧ 対象事業体又はサービスプロバイダが、個人及びその集団の死亡、重大な身体への傷害その他の重大な健康上の危険があると誠実に信じる場合における、当該被害の防止
- ⑨ 連邦法又は州法に基づく製品のリコールの実施
- ⑩ 公共の利益のために行われ、かつ、被験者保護に関する規則を含む適用される法令・規則を遵守して行われ、又は治験審査委員会(institutional review board)の基準から除外される、公的又は専門家による科学的、歴史的又は統計的研究事業の実施
- ⑪ 個人への広告以外のコミュニケーションを行う場合で、対象事業体と当該個人とのやりとりに照らして、当該個人が当該コミュニケーションを合理的に予測できる場合
- ⑫ 個人の指示に基づく、当該個人及び他の 1 以上の個人又は事業体とのコミュニケーションの提供
- ⑬ 合併、買収、破産又はこれらに類するその他の取引により第三者が対象事業体の資産の全部又は一部を支配することが想定される場合における、当該第三者に対する資産の譲渡(当該譲渡に先立つ合理的な期間内に、影響を受ける個人に対して、対象事業体及び当該第三者の名称と 202 条に定めるプライバシーポリシーを含む形で当該譲渡を通知し、対象データについて ADPPA に基づいて過去に与えた同意を撤回し又は消去を要求する合理的な機会を与えなければならない)
- ⑭ 208 条に従った、対象データの安全性・完全性の確保
- ⑮ ADPPA に従って過去に収集された対象データに関する、政府機関の指示により行動するサービスプロバイダ、又は対象事業体により政府機関に提供されるサービスであって、法令により認められている限りにおける、不法侵入、自然災害、国家安全保障上の事件を含む公共安全上の事件の防止・検出・防御・対応(但し、政府機関からの支払いその他の価値ある対価と引き換えに対象データを移転することはできない)
- ⑯ ADPPA に従って収集された対象データに関する、対象事業体が未成年者(17 歳未満の者)を除く個人に提供する製

² ここでいうセキュリティ(security)とは、ネットワークセキュリティ及び物理的セキュリティ並びに生活の安全(侵入・不法侵入、医療警告、火災警報及び入退室管理セキュリティを含む)を意味する(101 条(b)(5))。

³ ここでいう違法行為(illegal activity)とは、直接的に危害を加え得る重罪又は軽犯罪として処罰される連邦法、州法又は地域法への違反を意味する(101 条(b)(6))。

品又はサービスのファースト・パーティ広告又はマーケティング⁴の提供に必要な処理

- ⑰ ADPPA に従って過去に収集された対象データに関する、当該収集、処理及び移転がターゲティング広告のオプトアウト権(204条(c))を含む ADPPA の要件を遵守して行われる場合におけるターゲティング広告の提供⁵

日常のビジネスの過程で収集する個人データについても、これらの目的に該当するか、そして目的との関係で合理的に必要なかつ比例的な範囲の個人データしか収集、処理又は移転していないといえるか確認が必要となるように思われる。特に、ダイレクトマーケティングや広告目的でのデータ処理については、101条(b)に掲げる目的の範囲内か精査が必要であるように思われるほか、対象事業者又はサービスプロバイダは、個人に提供される製品・サービスに関して、欺瞞的な広告又はマーケティングに従事することを禁止されている(101条(d))。

GDPR においてもデータ最小化原則は存在するが、その内容は、個人データは、処理目的との関係において、十分であり、関連性があり、かつ、必要のあるものに限定されなければならないというものである(GDPR5条1項(c))。これに対し、ADPPA においては、目的との関係で収集、処理又は移転するのが合理的に必要なかつ比例的であるものに限定されなければならないということの意味するにとどまらず、対象データを収集、処理又は移転する目的が、ADPPA101条(a)(b)に列挙されている目的の何れかでなければならない。この点については、データマッピングを通じて、目的を ADPPA101条(a)(b)と照らし合わせるとともに、目的との関係で収集、処理又は移転するのが合理的に必要なかつ比例的であるとはいえない個人データを収集、処理又は移転していないかの確認が必要ということになるように思われる。

なお、何が合理的に必要なかつ比例的であるのかについては、FTC がガイダンスを出すことが想定されているようである(101条(c))。

3. 忠実義務(Loyalty duties)

忠実義務について規定する 102 条は、対象データについて、対象事業者又はサービスプロバイダが以下の行為をすることを禁止している。

- ① 社会保障番号の収集、処理又は移転(但し、信用供与、認証、詐欺・なりすましの検出・防止、税金の支払及び徴収、当事者間の契約の履行、詐欺・違法行為の防止・捜査・訴追を容易にするために必要な場合、又はその他連邦法・州法・地域法により求められる場合を除く)
- ② センシティブデータの収集又は処理(但し、対象データに関連する個人が要求した特定の製品又はサービスを提供若しくは維持するため、又は、101条(b)(1)乃至(12)、(14)及び(15)(前記2の①乃至⑫、⑭及び⑮)の目的を実現するために、当該収集又は処理が厳密に必要な場合を除く)
- ③ 以下の(A)乃至(G)の場合を除く、センシティブデータの第三者への移転
 - (A) 個人の積極的かつ明示的な同意に基づき移転する場合
 - (B) 連邦法・部族法・地域法・州法に基づく法的義務の遵守及び法的請求権の定立・行使・防御に必要な場合
 - (C) 対象事業者が、個人の死亡、重大な身体への傷害その他の重大な健康上の危険があると誠実に信じる場合における、当該被害の防止に必要な場合
 - (D) ADPPA に従って過去に収集された対象データに関する、政府機関の指示により行動するサービスプロバイダ、又は対象事業者により政府機関に提供されるサービスであって、法令により認められている限りにおける、不法侵入、自然災害、国家安全保障上の事件を含む公共安全上の事件を防止・検出・防御・対応する場合(但し、政

⁴ ファースト・パーティ広告又はマーケティング(first party advertising or marketing)とは、ダイレクトメール、電子メール、テキストメッセージ等のユーザーとの直接的なコミュニケーションを通じてファースト・パーティによって行われる広告若しくはマーケティング、又は、ファースト・パーティが運営する物理的な場所やウェブサイト若しくはアプリ等の完全にファースト・パーティの文脈で行われる広告又はマーケティングを意味する(2条(17))。

⁵ ターゲティング広告(targeted advertising)とは、一意の識別子によって識別される個人若しくは端末又はそのグループに対して、一意の識別子によって識別される個人又は端末に関連する既知又は予測の嗜好、特性又は関心に基づいて選択されるオンライン広告を提示することを意味する。但し、情報若しくはフィードバックに対する個人の特定の要求に回答する個人若しくは個人の端末に対する広告若しくはマーケティング、文脈広告(広告が表示されるコンテンツに基づいて広告が表示され、広告を閲覧している人に応じて変化しない場合をいう)、又は、独立した測定を含む、広告若しくはコンテンツ、パフォーマンス、リーチ、若しくは頻度の測定若しくは報告のみを目的とする対象データの処理は含まれない(2条(34))。

府機関からの支払いその他の価値ある対価と引き換えに対象データを移転することはできない)

- (E) パスワードの移転であって、指定されたパスワード・マネージャーを使用するために当該移転が必要な場合、又は、サイトやアカウント間で再使用されているパスワードを特定することのみを目的とした対象事業体に対する移転の場合
 - (F) 遺伝情報の移転であって、個人から特に要求された医療診断や医療行為を行うため、又は 101 条(b)(10)(前記 2 の⑩)の条件に従って医療研究を行うために当該移転が必要な場合
 - (G) 101 条(b)(13)(前記 2 の⑬)に従って資産を譲渡する場合
- ④ 1934 年通信法 713 条(h)(2)に定める放送テレビサービス、ケーブル放送サービス、衛星放送サービス、ストリーミングメディアサービス等のビデオプログラミングサービスの提供者による、独立の第三者に対する、個人が要求又は選択した映像の内容を明らかにする対象データの移転(但し、個人の積極的かつ明示的な同意に基づき移転する場合、及び 101 条(b)(1)乃至(15)(前記 2 の①乃至⑮)の目的のために移転する場合を除く)

特に事業者に影響があると見込まれる点としては、102 条(2)により収集又は処理が原則的に禁止されているセンシティブデータには、個人のオンライン上の活動を長期に亘り第三者のウェブサイト・オンラインサービスにまたがって特定する情報が含まれているところ(2 条(28)(A))、102 条(2)では、101 条(b)(16)及び(17)(前記 2 の⑯及び⑰)に定める広告又はマーケティングのために収集又は処理が必要となる場合が、センシティブデータの収集又は処理が許容される場合から除外されているため、個人のオンライン上の活動を継続的かつ第三者のウェブサイト・オンラインサービスにまたがって特定する情報を、マーケティング・広告に用いることができなくなるのではないと思われる。もっとも、102 条(3)によりセンシティブデータの移転が禁止される「第三者」からは、サービスプロバイダと、共通支配下又は企業支配の関係にある組織(但し、当該組織間で情報を共有することが消費者にとって合理的に予測できる場合に限る)が除かれている(2 条(35))ため、これらの者に対してセンシティブデータを移転することまで禁じられるわけではないように思われる。

また、日本を含め、各国でも議論がある視聴履歴の取扱いについて、原則として第三者への提供が明示的に禁止されている点も興味深い。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) より手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 